

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年2月28日(2008.2.28)

【公開番号】特開2007-194855(P2007-194855A)

【公開日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2007-029

【出願番号】特願2006-10348(P2006-10348)

【国際特許分類】

H 04 M 1/00 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

F 16 C 11/04 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/00 R

H 04 M 1/02 A

H 04 M 1/02 C

F 16 C 11/04 F

F 16 C 11/04 V

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月9日(2008.1.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

連結された第1筐体と第2筐体とを備え、当該第1筐体と第2筐体とは互いに重ね合わせて閉じた状態あるいは開いた状態に開閉可能な電子機器であって、

前記第1筐体の側面の特定箇所に第1キーが設けられ、

前記第2筐体の側面であって、当該第2筐体を前記第1筐体に重ねて閉じた状態で当該第1筐体の第1キーと同一側面に位置し、当該第1キーと近傍する箇所に第2キーを設けた、ことを特徴とする携帯電子機器。

【請求項2】

前記第1筐体の表面には、当該第1筐体と前記第2筐体とを閉じた時には隠され、開いた時には露出される複数のキー機能を有した操作部が設けられ、前記第1キーは当該操作部に含まれるキー機能の内で第1機能の指示を行い、前記第2キーは当該操作部に含まれるキー機能の内で前記第1機能に関連する第2機能の指示を行う、ことを特徴とする請求項1記載の携帯電子機器。

【請求項3】

前記第1キーにおける第1機能と前記第2キーにおける第2機能とは、互いに異なる方向を指示する機能である、ことを特徴とする請求項2記載の携帯電子機器。

【請求項4】

前記第1キーにおける第1機能と前記第2キーにおける第2機能とは、特定モード時ににおける複数の機能内の何れかの機能であり、前記第1筐体と第2筐体とを重ね合わせて閉じた状態にある時は、前記操作部で指示可能な前記複数の機能内の何れかの機能を、前記第1キーと第2キーとで指示可能である、ことを特徴とする請求項2記載の携帯電子機器。

【請求項5】

前記第1筐体と当該第2筐体とは開閉軸を介して折り畳み式で開閉可能に設けられ、更に当該開閉軸とは直交する軸方向で当該第2筐体の表面と裏面とを反転可能にする回動軸が設けられ、当該第2筐体の裏面である第1面を外側にして前記第1筐体に対して折り畳んだ状態で当該第2筐体の第2キーは、前記第1筐体の第1キーと同一側面に位置し、当該第2筐体の第1面を内側にして前記第1筐体に対して折り畳んだ状態で当該第2筐体の第2キーは、前記第1筐体の第1キーとは反対の側面に位置する、ことを特徴とする請求項1記載の携帯電子機器。

【請求項6】

前記第2筐体の裏面である第1面には表示部が設けられ、当該第2筐体は当該表示部を外側あるいは内側にして前記第1筐体に対して折り畳めるように回動可能に設けられ、当該第2筐体の表示部を外側にして折り畳んだ状態では当該第2筐体の第2キーは、前記第1筐体の第1キーと同一側面に位置し、当該第2筐体の表示部を内側にして折り畳んだ状態で当該第2筐体の第2キーは、前記第1筐体の第1キーとは反対の側面に位置する、ことを特徴とする請求項1記載の携帯電子機器。

【請求項7】

開閉軸を介して折り畳み可能に連結された第1筐体と第2筐体とを備え、当該第2筐体には表示部が設けられ、当該第2筐体は当該表示部が外側あるいは内側にして前記第1筐体に対して折り畳めるように回動可能に設けられた携帯電子機器であって、

前記第1筐体の一方の側面に側面キーを設け、

前記第2筐体には、当該第2筐体の表示部を内側にして折り畳んだ状態では前記第1筐体の側面キーとは反対側の側面になり、当該第2筐体の表示部を外側にして折り畳んだ状態では前記第1筐体の側面キーと同一側の側面に位置する側面キーを設け、

前記第2筐体の表示部を内側にして折り畳んだ状態では、前記第1筐体の側面キーと前記第2筐体の側面キーとを両側面から個別に操作できるようにし、前記第2筐体の表示部を外側にして折り畳んだ状態では、前記第1筐体の側面キーと前記第2筐体の側面キーとを同一側面側で操作できるようにした、ことを特徴とする携帯電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】携帯電子機器

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、第1筐体と第2筐体とが開閉可能に連結された携帯電子機器に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

十字キーの場合、四つのキー接点を設ける必要があるが、上記特許文献1に記載の携帯電話機のように十字キーを第二の筐体の側面に設ける構成では、四つのキー接点間の距離を十分に取ることができず、誤操作の危険性があった。そのため筐体の厚みを厚くする必要があり、携帯電話機が大型化してしまうという問題があった。

本発明は、開閉可能に連結された第1筐体と第2筐体とを重ねて閉じた状態にある時に

、その両筐体の側面でのキー操作をしやすくすることのできる携帯電子機器を提供することを目的としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

請求項1の発明は、連結された第1筐体と第2筐体とを備え、当該第1筐体と第2筐体とは互いに重ね合わせて閉じた状態あるいは開いた状態に開閉可能な電子機器であって、前記第1筐体の側面の特定箇所に第1キーが設けられ、前記第2筐体の側面であって、当該第2筐体を前記第1筐体に重ねて閉じた状態で当該第1筐体の第1キーと同一側面に位置し、当該第1キーと近傍する箇所に第2キーを設けた、ことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

請求項2の発明は、請求項1の発明に加えて更に、前記第1筐体の表面には、当該第1筐体と前記第2筐体とを閉じた時には隠され、開いた時には露出される複数のキー機能を有した操作部が設けられ、前記第1キーは当該操作部に含まれるキー機能の内で第1機能の指示を行い、前記第2キーは当該操作部に含まれるキー機能の内で前記第1機能に関連する第2機能の指示を行う、ことを特徴とする。

請求項3の発明は、請求項2の発明に加えて更に、前記第1キーにおける第1機能と前記第2キーにおける第2機能とは、互いに異なる方向を指示する機能である、ことを特徴とする。

請求項4の発明は、請求項2の発明に加えて更に、前記第1キーにおける第1機能と前記第2キーにおける第2機能とは、特定モード時における複数の機能の内の何れかの機能であり、前記第1筐体と第2筐体とを重ね合わせて閉じた状態にある時は、前記操作部で指示可能な前記複数の機能の内の何れかの機能を、前記第1キーと第2キーとで指示可能である、ことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項5の発明は、請求項1の発明に加えて更に、前記第1筐体と当該第2筐体とは閉閉軸を介して折り畳み式で開閉可能に設けられ、更に当該閉閉軸とは直交する軸方向で当該第2筐体の表面と裏面とを反転可能にする回動軸が設けられ、当該第2筐体の裏面である第1面を外側にして前記第1筐体に対して折り畳んだ状態で当該第2筐体の第2キーは、前記第1筐体の第1キーと同一側面に位置し、当該第2筐体の第1面を内側にして前記第1筐体に対して折り畳んだ状態で当該第2筐体の第2キーは、前記第1筐体の第1キーとは反対の側面に位置する、ことを特徴とする。

請求項6の発明は、請求項1の発明に加えて更に、前記第2筐体の裏面である第1面には表示部が設けられ、当該第2筐体は当該表示部を外側あるいは内側にして前記第1筐体に対して折り畳めるように回転可能に設けられ、当該第2筐体の表示部を外側にして折り畳んだ状態では当該第2筐体の第2キーは、前記第1筐体の第1キーと同一側面に位置し、当該第2筐体の表示部を内側にして折り畳んだ状態で当該第2筐体の第2キーは、前記

第1筐体の第1キーとは反対の側面に位置する、ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項7の発明は、開閉軸を介して折り畳み可能に連結された第1筐体と第2筐体とを備え、当該第2筐体には表示部が設けられ、当該第2筐体は当該表示部が外側あるいは内側にして前記第1筐体に対して折り畳めるように回動可能に設けられた携帯電子機器において、前記第1筐体の一方の側面に側面キーを設け、前記第2筐体には、当該第2筐体の表示部を内側にして折り畳んだ状態では前記第1筐体の側面キーとは反対側の側面になり、当該第2筐体の表示部を外側にして折り畳んだ状態では前記第1筐体の側面キーと同一側の側面に位置する側面キーを設け、前記第2筐体の表示部を内側にして折り畳んだ状態では、前記第1筐体の側面キーと前記第2筐体の側面キーとを両側面から個別に操作できるようにし、前記第2筐体の表示部を外側にして折り畳んだ状態では、前記第1筐体の側面キーと前記第2筐体の側面キーとを同一側面側で操作できるようにした、ことを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、開閉可能に連結された第1筐体と第2筐体とからなる携帯電子機器を、互いに重ねて閉じた状態にある時に、その両筐体の側面でのキー操作をしやすくすることができる。